

## ○御井学舎みいアリーナ及び第2体育館使用心得

- 1 常に清潔、整頓に心掛けること。
- 2 使用時間を厳守すること。特に、運動用具を借用して使用する際、用具の返却は、使用時間内に完了すること。
- 3 各自の屋内用のシューズを必ず使用すること。
- 4 土足及び裸足は厳禁とする。ただし、第2体育館の武道場においては、裸足も可とする。
- 5 御井学舎みいアリーナ及び第2体育館には食べ物を持込まない。ただし、スポーツドリンク、お茶及び水については可とする。
- 6 禁酒及び禁煙とする。
- 7 掲示及び貼紙は、指定の場所以外にはしないこと。
- 8 使用の承認を得た場所、備品及び用具以外のものを無断に使用しないこと。
- 9 私有物を常置しないこと。
- 10 施設の一備品等を破損したとき、又は発見したときは、直ちに学生課（警備員）又はみいアリーナ管理人に連絡してその指示に従うこと。
- 11 危険防止には、特に留意すること。
- 12 使用後は、清掃、消灯、戸締り及び火気に留意すること。
- 13 トレーニングルームの使用については、「トレーニングルーム使用心得」を厳守すること。
- 14 事故、事件、火災等が発生した場合、直ちに学生課（警備員）又はみいアリーナ管理人に連絡してその指示に従うこと。
- 15 その他秩序を乱す行為をしないこと。
- 16 使用者が、この使用心得に規定する事項を遵守しないとき、又は学生課及びみいアリーナ管理人の指示に従わないときは、使用を中止させ、使用許可を取り消すことがある。

〔昭和54年3月30日施行〕  
〔昭和54年3月5日適用〕

〔昭和62年3月6日一部改正〕  
〔昭和62年4月1日施行〕

〔平成24年2月23日一部改正〕  
〔平成24年3月1日施行〕

### 附 則

- 1 この使用心得は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 「御井学舎体育館使用心得」（昭和54年3月30日施行 昭和54年3月5日適用）は、この施行の日をもって「御井学舎みいアリーナ及び第2体育館使用心得」に名称を変更する。